

## 懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）

明治大学学則で定められたけん責、停学、退学の懲戒処分を受けた場合、学内外の奨学金について、給付済奨学金の全額返還を含む厳しい処分を行います。奨学金を利用するにあたり、懲戒処分となるようないかなる行為も行わないように、十分に注意してください。

### 明治大学学則（抜粋）

#### 第16章 賞罰

**第66条** 学生が、本大学の校規に違背し、若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

**第67条** 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 正当の理由なくして、学業を怠る者

**第68条** 賞罰は、当該学部の教授会の議を経て学長が行う。

なお、以下のような行為を行った場合にも、懲戒処分の対象となることがあります。

- ・定期試験におけるカンニング等の不正行為
- ・定期試験に代えて実施されるレポート・論文の剽窃（盗用）行為

## 日本学生支援機構奨学生が懲戒処分を受けた場合

日本学生支援機構奨学生として採用された者が退学・除籍・停学その他規律を著しく乱したり、学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、処分内容が日本学生支援機構へ報告され、奨学金の貸与が直ちに「停止」または「廃止」になります。

## 学内奨学金および民間・地方公共団体の奨学生が懲戒処分を受けた場合

各種奨学金に奨学生として採用された者が、退学・除籍・停学その他規律を著しく乱したり、学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、直ちに当該年度の給付金を全額返還していただきます。学校処分を受ける事由には、定期試験での「カンニング」行為や「レポート文書の盗用」行為などがあります。くれぐれも、奨学生としての自覚を持って、学生生活を送るようにしてください。

### 【給付金返還事例】

1. 明治大学給費奨学生が定期試験において、カンニング等不正行為を行い、停学処分となった場合  
⇒指定された日時までに、給付を受けた奨学金を、全額一括返還する。
2. 明治大学特別給費奨学生が定期試験において、レポートの盗用行為を行い、停学処分を受けた場合  
⇒特別給費奨学生の継続資格を喪失し、減免されていた当該年度分の授業料を納入する。

2017年度版 奨学金情報誌 assist 学部生用  
発行月：2017年1月  
発行：明治大学 学生支援事務室 奨学金係  
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1  
TEL：03-3296-4208  
FAX：03-3296-4363